

公述要旨及び対応方針

浜松都市計画 都市計画道路の変更

公聴会開催日：令和8年3月13日（金）

場 所：浜松市役所北館1階101会議室

項目	意見要旨	対応方針
公述人1		
都市計画原案に関する意見	<p>現在進められている浜松湖西豊橋道路の計画案に対し、住民の切実な懸念と、生活・営農を守るための要求を申し上げる。</p> <p>本道路の計画は、広域的な利便性を追求する一方で、我が長根地区に対しては、一方的な犠牲を強いられるものであり、到底受け入れられるものではない。当地区の交通の便が良くなるわけでもなく、何のメリットも享受できない中で、住環境、営農環境、そして安全が著しく脅かされようとしている。私たちは、今回の公述にあたって「名称・位置・区域・種別・車線数・構造」という行政側の枠組に沿った意見との通告を受けた。しかし、住民にとって道路は単なる構造物ではない。生活も営農もコミュニティも根底から覆してしまう巨大な存在である。私達の切実な不安が、行政の都合で切り捨てられるのであれば、そこには不信感が残らない。行政は決まったことを説明に来るが、私達が知りたいのは、私達の懸念がいつ聞き入れ、いつ具体的な交渉の場が与えられるかという点である。本日は、あえて行政のルールである「区域」や「構造」という言葉を使いながら意見を述べるが、計画の向こう側に、住民一人ひとりの血の通った生活があることを認識し、住民に寄り添った対応をお願いする。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概略ルートは、国土交通省の計画段階評価手続において、選定している。その中では、地域住民からアンケート等を実施し、有識者委員会の審議も踏まえルート決定するなど、国の指針に基づき適切に手続が進められた。 ・具体的なルートの位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し、設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・本道路の整備により、他地域とのアクセス性の向上による農産品の販路拡大、観光客の増加や、現道の幹線道路や市街地からの大型車交通の削減による交通状況の改善が期待される。 <p>なお、生活への影響を不安視する意見に対して、地元説明会を実施するなど住民に寄り添った丁寧な対応を行う。</p>

	<p>まず、公述の具体的な意見を2点述べる。</p> <p>一点目は、判断の為の情報開示が不十分な状態での位置・区域・種別・構造案への反対である。現時点ではルート選定の詳細な根拠、ほかのルートとの比較、及び将来の交通需要予測の客観的な証拠が示されていない。これらを判断するための情報が不足している現状では、提示された計画案に対して反対せざるを得ない。</p>	
<p>その他の意見</p>	<p>二点目は、手続きの形式化を配した住民への丁寧、かつ柔軟な対応の要求である。説明資料にある「手続きの流れ」という形式に縛られることなく、市として丁寧かつ柔軟な対応を求める。また、手続きに関する補足として、都市計画法第16条第1項では、「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされている。公聴会の開催は、それ自体が目的ではなく住民の意見を反映させるための方法の例示であると考え。法の趣旨を踏まえ、住民の意見を伝え、都市計画案に反映することをお願いする。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、意見に対しては、これまでに地元説明会等を開催し、地域の意見を聴取した。今後も地元説明会を実施するなど、都市計画案等の理解に努める。事業者へは、地域に対して十分に説明するなど、丁寧に対応することを求める。</p>
<p>都市計画原案に関する意見</p>	<p>次に、公述の理由で、私たちがどうしてこれほどまでに危機感を抱いているのか、その理由を構造や区域の観点から具体的に5点申し上げる。</p> <p>一点目は、騒音・反射音対策と生活環境の懸念である。計画の区域は住宅密集地を横断しており、連結路（ランプ）、勾配構造間でのエンジン負荷による騒音増大が避けられない。高架構造物による反射音被害は住民の受忍限度を超えらると思われる。このため、低騒音舗装の採用、高性能な遮音壁の設置及び10～20m規模の環境施設帯（バッファゾーン）を区域として確実に整備することを望む。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。 ・事業実施段階で、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準値（道路に面する地域）以下になるよう適切な対応を実施し、生活環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、生活への影響を不安視する意見に対して、事業者に対し、環境対策等を十分に説明するなど、丁寧な対応を求める。</p>

<p>その他の意見</p>	<p>二点目として、雨水排水問題と浸水被害の懸念である。現在、地区内では既存のジャンクションの影響と思われる越水が3箇所、建設予定地付近でも3箇所の水路で越水が発生している。現に溢れている現場の実情に対し、今回の道路建設による舗装化、構造変化は下流域へさらなる甚大な負荷を与えることが危惧される。さらに、地域の安全網である既存の調整池を道路用地として転用する計画は、住民の安全を著しく脅かすものである。日照阻害等の影響を受ける土地を新たな調整池として確保するなど、地域の安全を担保とする現実的な計画に見直すとともに、新たな調整池の場所を図面に書き込むなどの公的な明記をお願いする。また、道路を都市計画に定めるのであれば、河川の整備にも都市計画が適用できないか。具体的には、被害が出ている雷松川や今後、発生が予測される山田川を2級河川、もしくは準用河川などに格上げし、河川法が適用されるよう望む。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、新設道路の排水対策は、事業の実施段階で、事業者が各施設管理者や関係者と調整の上、適切に対応を行う。</p>
<p>その他の意見</p>	<p>三点目は営農環境の維持と農業経営起点の懸念である。計画の区域選定により、三ヶ日みかん農地だけでなく、出荷に不可欠な貯蔵庫や農家住宅が道路区域に含まれ経営拠点が失われる。拠点を失った農業従事者が、近隣の区域内で一体的に再建できる代替地の確保が必要になる。また、営農車両などが支障なく通行できる十分な幅員と高さの農道を現場の実態に合わせて建設してほしい。加えて、巨大な高架構造物による日照阻害や気流変化による新たな気象災害が強く危惧されるため、対策をお願いする。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、整備に伴う営農への影響については、事業の実施段階において、事業者が適切に対応する。生活への影響を不安視する意見に対しては、事業者へ環境対策等を十分に説明するなど、丁寧に対応することを求める。</p>

<p>都市計画 原案に関 する意見</p>	<p>四点目として、コミュニティの維持と生活再建への懸念である。長根世帯数全 94 戸中 16 戸、約 2 割もの世帯が立ち退きを余儀なくされる。これは、地域コミュニティを崩壊させ、防災活動等の維持も困難になる憂慮すべき問題である。このため、意見要旨で記したとおり生活再建を可能にする区域を求める。</p> <p>五点目として、情報開示の不透明さと対話の欠如である。本計画ルートを選定根拠や具体的な事業工程が極めて不透明であり、住民が将来の生活設計を立てられない状態にある。なぜ長根地区が選ばれたのか。不採択となった他のルートとの比較検討結果や、将来の交通量予測の根拠となるデータの開示をお願いする。また、道路の種別についても疑問がある。なぜ高速道路や有料道路にせず、利用者負担を求めない形にしたのか。その妥当性を明らかにしてほしい。私たちは、都市計画手続きを進める事自体に反対するものではないが、場合によっては計画の手戻り、遅延もやむを得ないものと考えている。</p> <p>以上、住民の生活と営農、そしてコミュニティを守り抜くための切実な要求を述べた。行政の皆様にも強く申し上げるが、手続きを急ぐのではなく、実社会の現場に立ち、この都市計画に関わる人たちの暮らしに寄り添い、ここに住み続けたいと思う安全安心な住環境を考えることを望む。形式的な意見交換会を相互理解の場となるよう、解決の道を探る意見共感会へとし、誰もが納得し、未来に向かって踏み出せるものとなるよう、行政の皆様の英断と、どこまでも真摯な対応をお願いする。私たちの声が、単なる記録としてではなく、都市計画審議会の皆様の心に届くことを信じる。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルートは、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し、設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・長根地区が計画ルート上にあるのは、浜松湖西豊橋道路が三河港と東名高速道路や三遠南信自動車道等の高速道路ネットワークを結ぶ目的の道路であることから、三ヶ日ジャンクションへ接続するためである。 ・有料道路とするか現時点で決まっていない。 <p>なお、地域コミュニティへの影響を懸念する意見については、地域分断を避け、生活環境への影響を低減するため、事業者に対し、地域の生活道路の機能復旧、地域コミュニティへの影響の回避・低減への対応について、真摯な対応を求める。</p>
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公述人 2		
<p>その他の意見</p>	<p>三ヶ日町は、温州みかんを中心とする柑橘類の主要産地として、長年にわたり産地ブランドの確立に努めてきた。本事業は物流交流の発展や災害リスクの軽減など、三ヶ日町のみならず浜松市、湖西市、豊橋市等の広域に寄与する重要な事業であると認識している。一方で、地域農業の維持・発展の立場から事業実施に伴う三ヶ日みかんブランドへの影響を懸念している。具体的には、①優良農地の減少による生産量の減少、②農地や農道の分断による営農効率の低下、③排水や日照条件の変化による果実品質の低下の三点である。みかんは永年性作物であり、影響の緩和や回復には長期間を要する。以上を踏まえ、3点要望する。</p> <p>① みかん産業への影響調査の実施</p> <p>本計画が地域の基幹産業であるみかん産業に及ぼす影響を十分に検証し、産地の持続可能性を確保する具体的対策を明確にしてほしい。</p> <p>② 事業化スケジュールの明示</p> <p>みかんは約30年周期で改植を行い、安定した品質・収量確保まで約10年を要する。また、現代農業においては大型機械の活用が経営の前提条件となっており、作業性や果実品質を確保できる条件に適した代替地を確保することは容易ではなく、相応の時間を要する。以上のことから、長期的視点に立った営農計画の策定には、事業着手、用地取得、工事開始、供用開始等の時期を早期に明示する必要がある。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、整備に伴う営農への影響については、事業の実施段階において、事業者が適切に対応する。</p>

	<p>③ 継続的な協議体制の構築</p> <p>行政、地元農業者、関係団体、JA 等による協議体制を整え、ブランドへの影響を最小限に抑える対策を継続的に協議してほしい。</p> <p>三ヶ日みかんは地域経済とコミュニティを支える基盤である。先人が築いたブランドを将来にわたり継承できるよう、慎重な計画策定を強く要望する。</p>	
公述人 3		
<p>その他の意見</p>	<p>静岡県と愛知県を広域連携する本事業のルート選定プロセスにおいて、私が掴んだ主な疑義に絞って述べる。案3 国道 23 号 拡幅案における交通容量設定について、明豊道路が 4 車線で 6.5 万台を計画しているのに対し、本事業の比較表には、案 3 にわずか 1.9 万台が加わるだけで、8 車線が必要としている。8 車線は 20 万台規模に相当する過剰投資であり、接続先である東名高速の 4 車線で 8 万台という実績に照らせば、案 3 が 4 車線化と付加車線の工夫で十分対応可能である。この過大な容量設定が案 1 を優位に見せるための数値操作の疑いがある。初期計画で時速 60 キロとされた案 3 はその後、防災・減災国土強靱化 5 ヶ年計画により、4 車線化予算が確定し、拡幅計画は 6 ないし 8 車線へと変更された。警察庁基準では、中央分離帯のある高規格 4 車線道路は時速 80 キロ運用が可能であり、実際に即した速度設計設定が推奨されているが、案 3 を時速 60 キロに固定して評価を続けることは不適切である。ついては、案 3 の時速 80 キロでの費用便益分析、いわゆる B/C の再試算を要望する。あわせて 4 車線化の別予算化を踏まえ、追加投資を抑制した 4 車線、時速 60 キロと追加投資ありの 4 車線、時速 80</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>費用便益費の算出、公表等については、現時点では実施しておらず、事業者の行う新規事業化手続として別途実施される予定である。</p> <p>計画段階評価時の所要時間算出について、案 3 の国道 23 号 拡幅ルートは、現状の国道 23 号の規制速度 60km/h を用いて算出している。なお、一般的に規制速度は公安委員会（警察）で決定するもので、規制速度の見直しは、交通事故の抑止・交通の円滑化・道路交通に起因する障害の防止の観点から必要に応じて実施される。</p> <p>一般的に、高規格道路の整備にあたり、その効果を最大限に発現させるため、インターチェンジへアクセスする一般道路について、機能強化を図る新設・改良を行う場合がある。</p> <p>浜松湖西豊橋道路における湖西市の新アクセス道路は、その目的の道路と認識しており、ご指摘のような不合理な二重投資とは考えていない。</p> <p>全体事業費については国土交通省が実施した計画段階評価</p>

キロの両ケースについても、再試算した上で、アクセス性の向上の再審議を求める。案1採択に伴い、湖西市が新アクセス道路を計画している事実は、案1単体では地域課題を解決できないことを示唆する。案3であれば不要だったこの二重投資は、予算の浪費のみならず、将来世代に多大な維持管理負担を強いるもので、また住民の反対による二川、岩屋地区の長大トンネル化や梅田川沿いの軟弱地盤対策により、建設、維持管理工事被害対策費の膨張が懸念される。さらに推進派の要望により有料化となれば、利用控えによる交通量の減少を招くため、B/Cの再計算と市民への説明が不可欠である。これら連鎖的に発生する周辺整備費を含めた真の総事業費を公表するよう要望する。案1は梅田川沿いの液状化危険地域に沿って通過するため、地震時の周囲の液状化により、基幹病院や防災拠点へアクセス不能となり、災害時の代替機能を果たせない事以外、地盤が安定した基盤の国道23号を強化、活用することこそが、防災面での合理的選択と考える。またリダンダンシーにはコストが増大する欠点があるからこそ、計画当初案3は新設区間を抑制するルートと紹介されていた。地盤リスクによる機能不全の可能性を考慮した上で、災害時の物資輸送への起用の再審議を要望する。

において示されているが、そこには浜松湖西豊橋道路の建設に必要な事業費が計上されているものと認識している。

浜松湖西豊橋道路は、三河港と東名高速道路や三遠南信自動車道等の高速道路ネットワークを結ぶ目的の道路であることから、三ヶ日ジャンクションを起点とする評価指標は妥当であると認識している。

広域ネットワーク形成や観光振興を掲げながら、評価指標を、三ヶ日ジャンクションから三河港を經由した田原中心部までという特定の地点間に限定するのは不適切である。案1はインターチェンジ間隔が広く、沿道資源への立ち寄りを阻害する、通過するだけの道となるが、案3は既存インターチェンジも多く、既に地域に開かれた動線となっている。令和7年に全線開通した明豊道路の早期完全4車線化に予算を集中し、東名に接続して、案3の機能を底上げすれば、浜名湖周辺から豊橋田原南部の観光農業拠点に自由にアクセスしたい、多様なユーザーの利便性は飛躍的に高まる。物流観光の両面で、便益が限定的な案1と利便性の高い案3の実態を反映し、速度改善した場合との観光地間の移動性の再審議を要望する。

交通安全面の評価において、数千人規模の大企業も数人の事業所も一律1社と計上する算出方法は、地域物流の実態を著しく歪めており、不適切である。また、湖西の産業集積地へ向かう二川地区周辺での大型車の混入が少ないことや、案1では湖西の国道301号における大型車削減にも寄与しないことも加味して、市街地を走る大型車両の削減の再審議を要望する。

第3回計画段階で新設された工事の現道交通への影響は、現在進行中の国道23号4車線化事業で、既に織り込み済みの事象であり、本計画に重ねて計上することは、案3の評価を下げるための二重カウントに他ならない。一時的な工事の影響評価に加える一方で、永続的に発生する案1採択時の膨大な維持管理費を評価から除外しており、評価項目の選定そのものが恣意的なため、公平な観点からの再検証を要望する。

行政は、数万通の住民アンケートと専門家会議を経ていることを決定したと繰り返すが、そのアンケートにあったのは、道路に期待する役割や機能といったルート比較以前の抽象的な質問に過ぎず、その実態は具体案を比較評価する機会を住民から奪ったも同然である。また、選定根拠となる審議会の議事録はわずか3行と極めて簡略化されており、第三者による検証が不可能な状態で専門家の審議を隠れ蓑に、実質的な検証を回避している。複数ルート案発表から4年の空白を経て開催された住民説明会は、決定事項の伝達と形式的な質疑応答に終始し、民意を正しく反映させた民主的なプロセスとは言えないものである。本事業は、国道としては異例の民間発案の道路であり、かつて国費を投じ、愛知、静岡、浜松が5年かけて行った合同調査では、県境付近の国道23号に接続するルートが最適と報告されたにもかかわらず、なぜ多くの住民がメリットを感じ過去の調査結果とも一致する案3ではなく、事業費が膨張する案1が選ばれたのか。民間発案の道路となれば、特定の受益者による公共予算の私物化というリスクに着目する人も珍しくない。複数ルート案発表からわずか1年余りという猛スピードで住民説明会を一度も行わず、わずか3行の議事録で決定されたプロセスは極めて不透明である。ルート決定の根拠となった、ほぼ全ての比較項目に数値の矛盾があり、完全かつ不透明なデータに基づき、案1が導き出された疑いが拭えないため、次の段階に進む前に、本指摘事項を反映した専門家による再審議を行い、その過程を議事録に明記して、現在及び将来の市民に対して、ルート選定の正当性の説明責任を果たしていただくことを強く要望する。

	<p>最小のコストで最大の効果を求めるべき公共事業において、高コストを投じるにも関わらず、便益が限定的な案1ではなく、より安価でより高い効果が見込める案3へと、今からでも計画を転換し、そこで浮いた予算を、現在発生している深刻な通勤渋滞の解消や集落の分断の回避に重点配分し、市民の日々の生活の質の向上と、三遠地域の発展、ひいては日本の発展に繋げていただくことを切に願う。</p>	
公述人 4		
<p>都市計画原案に関する意見</p>	<p>浜松湖西豊橋道路の都市計画原案によるルートについて、意見を申し上げます。浜松市では、2034年度までの総合計画基本計画が今年2年目を迎え、引き続き「産業経済」「こども・教育」「安全・安心・快適」「環境・暮らし」「健康・福祉」「文化・スポーツ」「地方自治」の7つの分野で、「まち・ひと・しごと」の創生に向けた取組を進め、人口減少局面からの転換を目指し、都市少子化や若者の首都圏流出といった大きな課題には、行政、市民、地域企業など、市全体が一丸となって取り組むと示されている。</p> <p>浜松湖西豊橋道路の都市計画原案によるルートは、起点である三ヶ日町長根地内を始め、インターチェンジの出来る日比沢地内並びに上尾奈地内など、ルート上に多くの住宅がある。ルート上にある住宅は移転を余儀なくされ、隣接地に点在する住宅においても、騒音や振動など生活への不安は、大きいと考えられる。また、移転による転出が多ければ、地域住民で組織されている自治会も会員の減少などによる弱体化が懸念される。さらには、三ヶ日地域の基盤産業にも大きな影響があると考えられる。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルートの位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し、設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、地域への丁寧な説明を求める意見に対しては、これまでに地元説明会等を開催し、地域の意見を聴取した。また、土地の買収等が生じる方々に対しては、事業者の用地及び補償基準により適切に対応するよう事業者へ申し伝える。</p>

	<p>ルート選定において「住宅地への影響を極力少なくする」ということを考慮したと伺ったが、都市計画原案は、浜松市の総合計画基本計画に示された内容に準じて作成されているものか疑問に感じる。「まち・ひと・しごと」の創生に向けた取組を進めるためには、そこに住む人の大事にしている住居、仕事、コミュニティを守ることである。</p> <p>については、「まち・ひと・しごと」の創生に向けた取組を進められるよう、地域住民の生活や産業に配慮し極力住宅に影響を及ぼさないルートへの再考をお願いする。</p> <p>なお、都市計画原案が都市計画案となる前に、関係する自治会ごとの説明会を実施し、将来に禍根を残さない事業となるよう最大限の努力をしてほしい。</p>	
公述人 5		
都市計画原案に関する意見	<p>物流、観光、防災の面から、道路をつくることに関して反対はしない。昭和 50 年頃の上平地区は豊かな森林地帯であった。その後、畑総（畑地総合開発）によって、みかん畑が作られ、新築の家屋や倉庫が作られ、道路も広くアスファルトになり、新たに水路が作られ整備された。私の家は雨が深い時は、整備された水路から水があふれ床上に水が来るとも度々ある水路は整備されているが、上平地区にインターチェンジができ盛土をすると水が多く流れ、家屋がもっと被害にあうと考える。そこで、インターチェンジについては作るのをやめるか、もっと西側（本坂）に作ることを強く希望する。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルートの位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・インターチェンジは、市街地や産業拠点集積地、防災拠点へのアクセス性や幹線道路との接続に考慮して配置している。 ・三ヶ日西 IC は、神社や墓地、埋蔵文化財、日比沢城跡を避け、国道 362 号との接続可能箇所を考慮した上で、住宅への影響が最小となる計画としている。 <p>なお、道路の排水対策は、事業の実施段階で、事業者が各施設管理者や関係者と調整の上、適切に対応する。</p>

公述人 6		
都市計画 原案に 関する 意見	<p>国道 362 号に接続するインターチェンジを設置する事によって付近の住宅が多数関係する。日比沢へのインターチェンジを中止するか、住宅にかからない場所に変更することを要望する。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルート の位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・インターチェンジは、市街地や産業拠点集積地、防災拠点へのアクセス性や幹線道路との接続に考慮して配置している。 ・三ヶ日西 IC は、神社や墓地、埋蔵文化財、日比沢城跡を避け、国道 362 号との接続可能箇所を考慮した上で、住宅への影響が最小となる計画としている。 <p>なお、整備に伴う営農への影響は、事業の実施段階で、事業者が適切に対応する。</p>
公述人 7		
都市計画 原案に 関する 意見	<p>浜松湖西豊橋道路都市計画原案のうち、本線及びジャンクションの位置・区域・構造について農業経営への影響を十分に考慮し、区域設定や構造計画の再検討、または具体的な影響軽減措置を求める。今回示された計画区域には、園地が含まれている。果樹経営は長期視点で成り立つものであり、面積減少は将来の収量そして経営安定に大きな影響を与える。さらに、計画されている道路の位置や構造によって園地が分断されれば、作業動線が悪化し、作業効率が著しく低下する。分断は単なる面積減少以上に経営へ深刻な影響を及ぼす。また、区域内には改植予定地も含まれるが、事業スケジュールが明確でない為、投資判断が出来ない。営農継続の視点から、具体的な説明と十分な配慮を強く求める。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルート の位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し、設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 <p>なお、整備に伴う営農への影響は、事業の実施段階で、事業者が適切に対応する。</p>

公述人 8		
都市計画 原案に関 する意見	<p>【意見の要旨】 本計画のルート案に反対する。 計画の再検討、または生活再建を前提とした誠意ある全面補償を強く要求する。</p> <p>本件については自治会からも組織として公述されるが、私個人としても、生活環境の激変に対し、一住民として不安な心境を強く申し出る。</p> <p>【理由】</p> <p>① 特定の個人に対し、受忍限度を著しく超える過度な犠牲を強いるものであるという点</p> <p>今回の計画において、さらに生活基盤を削られた挙げ句、残された住居までも「道路の隙間」に封じ込めるという案は、一市民に対する公平性の観点から著しく逸脱しており、到底容認できるものではない。</p> <p>② 居住者の生存権及び健康な生活を営む権利を実質的に剥奪しているという点</p> <p>ランプに全周を囲まれる環境下では、24時間絶え間ない騒音・振動に加え、排気ガスの滞留や日照・通風の阻害といった複合的な公害が発生する。これは単なる「一時的な不便」ではなく、住民としての機能を永久に喪失させるものであり、公共の利益を名目とした個人の生存基盤の破壊に他ならない。</p> <p>当局においては、現状の設計を再考すべき。本ルートの変更が困難であるならば、これまでの多大な協力実績と居住不能な環境を直視し、代替地の確保や移転費用の全面支援を含む、抜本的な生活再建築を確約することを強く求める。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルートの位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・長根地区は、既設の三ヶ日 JCT に安全な線形で接続するよう計画している。なお、三ヶ日 JCT に接続することは、三遠地域と東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道等のネットワークを効率的に結ぶことが可能となり、物流や観光、防災、交通安全に対して最大の効果が期待できる。 ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、土地の買収等が生じる方々に対しては、事業者の用地及び補償基準により適切に対応するよう事業者へ申し伝える。</p>

公述人 9		
都市計画原案に関する意見	<p>本道路計画の「構造（高架方式）」及び「区域（長根地区）」の設定に際し、計画地に隣接する居住者の生活環境維持を最優先とした設計変更及び補償措置の明確化を求める。</p> <p>本件については自治会からも組織として公述されるが、個人としても、自宅至近に巨大な構造物が建設されることによる生活環境の激変に対し、一住民として拭い去れない不安な心境を強く申し出る。</p> <p>具体的には、高架構造による日照・景観・排気ガス・騒音の影響を最小限に抑える構造の採用と、生活利便性・資産価値維持に関する具体的施策の提示を要求する。</p> <p>① 道路の「構造」に起因する生活環境の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日照・景観・通風：当該地至近に巨大な高架柱が建設される「構造」により、日照阻害や圧迫感による景観悪化、風通しの変化が予測される。静かでのどかな環境を求めて選んだ長根の住環境が、根本から破壊される懸念がある。 ・騒音・粉じん・排気ガス：高架構造は地表道路に比べ騒音や粉じんが広範囲に拡散しやすい。洗濯物への被害や睡眠障害、将来的な健康被害への懸念に対し、時間帯別の騒音予測値の開示と、それに基づいた遮音・防塵対策が不透明である。 	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長根地区は、既設の三ヶ日 JCT に安全な線形で接続するよう計画している。なお、三ヶ日 JCT に接続することは、三遠地域と東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道等のネットワークを効率的に結ぶことが可能となり、物流や観光、防災、交通安全に対して最大の効果が期待できる。 ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、土地の買収等が生じる方々に対しては、事業者の用地及び補償基準により適切に対応するよう事業者へ申し伝える。</p> <p>計画ルート的位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。</p>
その他の意見	<p>高架下管理：高架下の空き地が雑草や害虫の発生源となるなど、周辺環境を悪化させないための具体的な管理計画が示されていない。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、道路の維持管理は、事業の実施段階で、事業者が各施設管理者や関係者と調整の上、適切に対応する。</p>
その他の意見	<p>② 道路の「区域」設定と生活利便性・資産価値について</p> <p>接道と安全面：「区域」設定に伴い、自宅駐車場への出入りや生</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p>

	<p>活道路の安全確保に支障が生じる恐れがある。また、盛土や舗装の変化による雨水排水経路の変更が、近隣住居の浸水リスクを高めないか極めて不安である。</p>	<p>なお、道路の排水対策等は、事業の実施段階において、事業者が各施設管理者や関係者と調整の上、適切に対応する。</p>
<p>都市計画原案に関する意見</p>	<p>資産価値の毀損：計画区域に隣接することで、将来的な家屋・土地の売却評価額が著しく低下することが予想される。立ち退き対象外であっても、実質的な損失に対する補償の考え方が不明確である。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルート の位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し、設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 <p>なお、土地の買収等が生じる方々に対しては、事業者の用地及び補償基準により適切に対応するよう事業者へ申し伝える。</p>
<p>公述人 10</p>		
<p>都市計画原案に関する意見</p>	<p>浜松湖西豊橋道路について、現在計画されている東名高速道路のジャンクション接続案は、三ヶ日町長根地域を分断する重大な影響を及ぼすにもかかわらず、当該ジャンクションに接続する明確かつ合理的な必要性が十分に示されていない。よって本計画を見直し、長根地域を分断するルートではなく、猪鼻湖及び浜名湖上を通過し、東名高速道路浜松サービスエリアへ接続するルートへの変更を求める。</p> <p>第一に、現在の計画は三ヶ日町長根地域を東西に分断し、住環境や地域コミュニティ、営農環境に重大な影響を及ぼす。三ヶ日は基幹産業として三ヶ日みかん産業を有しており、農地の分断や営農環境の悪化は産業衰退を加速させかねない。農業基盤を守ることは地域経済の維持に不可欠である。</p> <p>第二に、湖上ルートとすることで住宅地や農地への直接的影響を抑え、騒音や振動、排気ガスによる生活環境悪化を軽減できる。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルート の位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・長根地区は、既設の三ヶ日 JCT に安全な線形で接続するよう計画している。なお、三ヶ日 JCT に接続することは、三遠地域と東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道等のネットワークを効率的に結ぶことが可能となり、物流や観光、防災、交通安全に対して最大の効果が期待できる。 ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、整備に伴う営農への影響は、事業の実施段階で、事業者が適切に対応する。</p>

	<p>第三に、浜松サービスエリアへ接続することで観光拠点との連携が強化され、浜名湖周辺への誘客促進など観光産業の活性化が期待できる。さらに、浜名湖や猪鼻湖の景観を活かした湖上道路は、それ自体が新たな観光資源となり、走ること自体が目的となる魅力ある道路として地域の新たな目玉となる可能性がある。</p> <p>以上の理由から地域経済と環境保全の両立が可能な湖上ルート案を強く要望する。</p>	
公述人 11		
都市計画原案に関する意見	<p>現案内の理由で環境影響評価準備書に示すとおりで支障なしとなっているが、原案閲覧時点で存在していないのはおかしいのではないか。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画を定める理由は、都市計画決定の告示時点の状況を記しているため、原案閲覧時点で環境影響評価準備書が存在していないことに問題はない。
都市計画原案に関する意見	<p>三ヶ日インターチェンジがあるのに同町内にまたつくっても利便性を感じられない。利便性とは誰に対してなのか分からない。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東名・新東名高速道路へのアクセスの利便性向上や、国道301号等を利用していた交通が分散されることによる交通渋滞の緩和や交通事故の軽減等の効果が期待される。
その他の意見	<p>生活環境を犠牲にすることをどう考えているのか。また、産地を軽視しているのではないか。</p> <p>公聴会の前に、産地としての考慮も考えての関わりがある地元に対する丁寧な説明があるべきだと思う。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、生活への影響を不安視する意見については、事業者に対し、環境対策等を十分に説明するなど、丁寧な対応を求める。</p>

公述人 12		
都市計画原案に関する意見	<p>私は、長年三ヶ日のみかん栽培を続けてきた。現状の道路計画では、みかん畑が失われる可能性がある。農地は生活を支える大切な収入源であり、これを失うことは生活基盤そのものを失うことになる。また、この農地は将来子どもが継いで就農する予定でもあり、家族の将来にまで影響が及ぶことを強く懸念する。</p> <p>私は基本的に本計画に反対である。どうしても道路が必要であるというのであれば、民家や農地にかからないルートへの変更を強く求める。</p> <p>地域の農業と生活を守るため、住民の実情に配慮した慎重な判断を求める。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルートの位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 <p>なお、整備に伴う営農への影響については、事業の実施段階において、事業者が適切に対応する。</p>
	<p>計画ルートは自宅周辺である事から、工事や交通による騒音・粉じん・環境悪化、健康への被害が心配である。長年築いてきた豊かな生活環境が大きく変わってしまうことに不安があり、地元住民にとってはメリットがほとんど感じられない一方で、農地の喪失や生活環境の悪化という重大な負担だけが生じる。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、生活への影響を不安視する意見については、事業者に対し、環境対策等を十分に説明するなど、丁寧な対応を求める。</p>

公述人 13		
都市計画原案に関する意見	<p>本案に記された「広域交通拠点へのアクセス向上」や「物流交通の発展」という目的は、広域経済の観点からは理解し得るものである。しかし、起点となる三ヶ日ジャンクション付近の長根地区住民にとっては、本事業は「受忍限度を超える過度な負荷」を強いることが想定でき、且つ「生活者の利便性向上」という恩恵が著しく欠如するとも感じている。よって、①三ヶ日ジャンクション付近の道路構造、②「三ヶ日西インターチェンジ(仮称)」の位置、二点について具体的な対策の揭示を求める。</p> <p>① 三ヶ日ジャンクション付近の道路構造について 本道路の整備により、交通量の増大による騒音及び低周波振動は、近隣住民の睡眠や健康を阻害する深刻な要因となる。現状の遮音壁設置のみでは、高架化による音の拡散を十分に防げない懸念がある。「地域全体の安全性向上」を謳うのであれば、まずは起点住民の「居住の安全性」を担保すべき。最新の遮音対策(防音トンネル※1)、及び静粛性の高い舗装の採用、さらに環境基準を逸脱した場合の補償措置を明確にすることを求める。※1 東京都道 50 号東京市川線「勝どき陸橋」参照</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画ルート的位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮し設計基準、経済性など、様々な要因を踏まえ決定している。 ・長根地区は、既設の三ヶ日 JCT に安全な線形で接続するよう計画している。 ・三ヶ日西 IC は、神社や墓地、埋蔵文化財、日比沢城跡を避け、国道 362 号との接続可能箇所を考慮した上で、住宅への影響が最小となる計画としている。 ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照障害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、生活への影響を不安視する意見に対して、事業者に対し、環境対策等を十分に説明するなど、丁寧な対応を求める。</p>
その他の意見	<p>② 「三ヶ日西インターチェンジ(仮称)」の位置について 本案では「利便性向上」が強調されているが、長根地区の住民にとっては、その整合性が取れていない。長根地区からの新たに計画されている「三ヶ日西インターチェンジ(仮称)」と既存の「東名三ヶ日インターチェンジ」は、ほぼ同距離にあり、時間短縮や利便性の向上は皆無で、便益がないのが現状である。一方で、用地買収によるコミュニティの分断や工事期間中</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、三ヶ日西 IC へのアクセス道路の整備に対する要望意見に対して、地元説明会等にて丁寧な対話を実施していく。</p>

	<p>の交通制約、完成後の環境悪化という「不利益」のみを一方的に享受することになる。これは、恩恵を受ける者(広域物流業者や利便性の向上する者)と負担者(長根地区住民)のバランスが著しく崩れた「不公平な計画」であると指摘せざるを得ない。よって、長根地区から「三ヶ日西インターチェンジ(仮称)」の最短アクセス道路の整備も同時に進めることを強く求める。</p>	
公述人 14		
その他の意見	<p>今回の道路計画は住居と仕事が切り離されてしまう。それは、生活の根底を覆すものであり基盤が奪われてしまうことになる。生活の基盤を整えるためにも、該当する建物と道路に隣接する建物の補償もお願いしたい(できれば敷地内全部の建物)そして、今と同等の生活環境を再建できるような補償(機能再建補償)、移転に伴う合理的な損失の補償、残地に生じる経済的価値の低下に対しても補償をお願いする。</p> <p>また、当該計画案には農地も該当している。農地も全部収容されるのではなく一部が残ると思われる。残った農地は物理的に農地として耕作できなくなり利用価値は減少する。残地収用の検討を依頼する。</p>	<p>都市計画原案に対する直接的な意見ではない。</p> <p>なお、土地の買収等が生じる方々に対しては、事業者の用地及び補償基準により適切に対応するよう事業者へ申し伝える。</p>
都市計画原案に関する意見	<p>この浜松湖西豊橋道路が隣接することで、騒音、振動、日照阻害、さらに大気汚染が懸念される。環境保全措置(壁の設置等)高度な騒音、遮音対策・振動対策など、十分な対策を求める。現在、将来の具体的な見通しが立たず、結果も不透明な状況であるため、強い不安を感じている。意見交換会等で、道路計画の進捗状況を逐一説明し、情報を共有することで今後の生活計画の参考にしたい。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価手続により、騒音や排気ガス、日照阻害を含め調査や予測、評価を実施し、環境保全措置の検討を行っている。事業実施段階で、作成した環境影響評価書を事業に反映させ、環境への影響を可能な限り回避・低減に努める。 <p>なお、生活への影響を不安視する意見に対して、事業者に対し、環境対策等を十分に説明するなど、丁寧な対応を求める。</p>

公述人 15		
<p>都市計画原案に関する意見</p>	<p>① 浜松市都市計画道路は作る必要性がない。なぜならば生活がおびやかされる。また災害で水がたくさん出た時はどう対処するのか。</p> <p>② 東名、第2東名出来ていてなぜこの計画をするのか。高架構造が災害にあって倒れた場合、責任をもって出来るのか。</p>	<p>以下の理由により、原案からの変更はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松湖西豊橋道路は、三ヶ日 JCT と三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道等と合わせて広域道路ネットワークを形成する。 ・本事業は、三遠地域内（浜松市、湖西市、豊橋市、豊川市、田原市）の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の効率化、災害時の救援活動の円滑化、観光エリアとの連絡機能強化等に寄与することを目的としている。 ・三ヶ日地区においても東名高速道路・新東名高速道路へのアクセス性向上や国道 301 号等を利用していた物流交通と生活交通が適切に分散されることにより、交通渋滞の緩和や交通事故の軽減等の効果も期待される。 <p>なお、生活への影響を不安視する意見に対して、事業者に対し、安全対策等を十分に説明するなど、丁寧な対応を求める。また、道路の排水対策は、事業の実施段階で、事業者が各施設管理者や関係者と調整の上、適切に対応する。</p>